主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人らの負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴四一九条 ノニに定められている抗告のみが右の場合に当る。ところが、本件抗告理由は、不 当労働行為の成否に関する原審の事実認定を攻撃するに帰し、実質上同条所定の場 合に当らないと認められるから、本件抗告を不適法として却下し、抗告費用は抗告 人らの負担とすべきものとし、主文のとおり決定する。

昭和三〇年四月一二日

最高裁判所第二小法廷

裁	判長裁判官	栗	Щ		茂
	裁判官	/]\	谷	勝	重
	裁判官	藤	田	八	郎
	裁判官	谷	村	唯一	郎
	裁判官	池	田		克